

契 約 書（案）

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 大阪共済会館 設備管理業務 |
| 2. 業務内容等 | 別紙仕様書のとおり |
| 3. 契約金額 | 年額 円（うち消費税額及び地方消費税額 円） |
| 4. 契約保証金 | 免除 |
| 5. 契約期間 | 令和9年4月1日 から 令和12年3月31日（3か年） |
| 6. 契約履行場所 | 国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館（KKRホテル大阪）敷地内 |

上記のことについて、発注者 国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館を甲（以下「甲」という。）とし、受注者 を乙（以下「乙」という。）として、次の条項により設備管理業務（以下「本件業務」という。）に係る委託業務を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させてはならない。

- 2 乙は、本件業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本件業務の履行に当たり知り得た秘密事項を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、乙の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

（監督）

第4条 甲は、本件業務に履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（事情変更）

第5条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約の定める条件が不相当と認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

- 2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第6条 乙は、各月経過後、当該期間に係る業務の終了を速やかに甲へ書面をもって報告し、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定による報告書の提出を受けた場合、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したことをもって業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項による検査の結果生じた不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しを行い、再度検査を受け業務を完了させなければならない。

5 前項の場合により生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(履行遅滞による延滞金)

第7条 乙は、事故の責に帰すべき事由による、契約期間内に業務を完了することができない場合は、延滞金として当該契約期間の最終日の翌日から業務を完了した日までの日数に応じ、契約金額に年3.0%の割合を乗じて計算した額（その金額に100円未満の端数がある場合、又はその金額が100円未満である場合は、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）を甲に対して支払うものとする。ただし、天災その他乙の責に帰することができない事由によるものと甲が認めた場合は、この限りではない。

(代金の支払い)

第8条 乙は、各月経過後、当該期間に係る業務が完了したときは、完了した業務に相当する契約金額の支払いを甲へ請求するものとする。

2 甲は、乙から支払い請求があった場合、正当と認められる支払い請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(著作権等)

第9条 この契約に基づき報告書を作成するに当たり、著作権関係の紛争が生じた場合、一切乙の責任において処理するものとする。

2 この契約に基づき作成した報告書の著作権は、甲に帰属するものとする。

3 甲は、報告書に関して公表又は出版を行う場合、乙の著作者人格権を尊重するものとする。

4 乙は、本件業務に関して発表又は出版を行おうとする場合、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(契約完了後の説明等)

第10条 乙は、この契約の完了後において、第6条第1項の規定により提出した報告書に関し、甲から説明文又は資料の提出を求められた場合、これに応じなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反した場合、書面により通告し、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合、乙は、契約金額の年額に相当する額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、本件業務を実施するに当たり甲に損害を与えた場合は、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。

2 乙は、本件業務を実施するに当たり第三者に損害を与えた場合は、乙の負担においてその賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

3 第1項又は第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第13条 この契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を称するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府中央区馬場町2番24号
国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館
契約担当者 総支配人 小林 正彦

乙